

第8回

(令和元年12月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年12月10日（火）午前9時30分から午前10時22分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1 番委員 田口英一郎・2 番委員 谷口 一也・3 番委員 尾方 学
4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・6 番委員 西嶋 健一
7 番委員 尾方安枝子・8 番委員 福本 王雅・9 番委員 栗原 和親
10 番委員 税所隆則

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第50号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第51号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第52号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第53号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について

- 6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、1番・3番委員にお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

西田委員

先月あっせんに出ておりました瀬口の田ですが10アール当たり45万円であっせんせきしましたので報告します。

- 6 番 先般あっせんであがっておりました新久保の田、11月21日にあっせん会議を行いまして、私と9番委員、田浦推進委員、立ち合いで協議いたしまして10アール当たり35万円で決定をしております。

川村委員

木上平良の平成28年度にあっせんにあがった農地ですが2件検討させていただい

ております。

議 長 私から報告ですけれども、球磨地域中央農業振興協議会の研修で宮崎にズッキーニの研修に行ってきました。参加者は、農協の理事、営農担当者、役場農林振興課職員、農業委員会から私と大村さんで出席しましたがけれども、宮崎のズッキーニですけれども新規参入で他所から移って来られて、ハウスを購入して一人でズッキーニの1年間通しで栽培をされている方でした。農協には出荷せずに市場とスーパーとに取引でされているという方で10アール当たり400万円の収益を上げておられて年に8回の種まき、20アールのハウスで10アール、10アールに分けて交互に時期をずらして栽培をされている方でした。非常に参考になりましたけれども、帰って来てから新規参入や他所から移って来られた部分ももう少し質問をすれば良かったと感じております。

議 長 議事に入ります。本日、議事に第3条と第5条に関連した案件が申請されておまして5条の後に3条を審議した方がご理解ができるかと思しますので、順番としまして、第51号案第4条を審議しまして、第52号案第5条を審議しまして、第50号案第3条を最後に審議させていただきます。よろしいでしょうか。
(「はい」の声)

議 長 それでは、議第51号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第51号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、2番委員から調査報告します。

2 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件、申請理由は記載のとおりです。申請物件は、パネル360枚、出力49.5Kwになっております。次のページをご覧ください。農業振興地域になっておりました。ということで、農業振興整備計画変更手続きをされまして、錦町では、協議を済んで外しても良いだろうということで協議が出来たのですが、県がまだ認可をしておりません。ですので、県の認可次第、農地としては第2種農地、理由としまして、球磨カントリーという文字がありますがこの小枝深水線の間にちょうど大きな道路が通っており十字路から集落への道路が続いております。この農地だけが切り離された様な状態となっております。ですので、道路を区切りとすれば、今回申請があっている農地は、離れており、端であり農業振興地域から外しては良いのではないかという意見として出ております。東側の農地ですが1-13は既に太陽光パネルが設置された状態となっております。申請地は、増築みたいな感じになります。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：県が認可次第第2種農地として認められると思います。2番（着工時期）：許可後すぐに着工です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の農地の承諾）周囲はほとんど申請人の農地及び山林です。6番（公衆衛生）自然排水です。7番（転用措置）：ページの左、下側に傾斜がついており、そちらの土地も申請者のものであり問

題ありません。8番（日照通風の影響）：問題ありません。10番（農振法）：農用地区域内ですが、県の認可後、農用地区域外になる見込みです。錦町では、外しても妥当だということで協議会の結果となっております。報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。農業振興地域整備計画変更の法定協議、公告の後に許可相当といたします。

議長 議第52号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第52号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1、2番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は営農型発電設備支柱部の賃貸借権移転で、利用者は既に転用済の営農型太陽光発電の1区画を発電事業者から利用権の賃貸借権を移転する発電事業者です。錦町大字西字新畑の畑、山林8,363㎡を利用して、農地の地上権を取得し、営農型太陽光発電事業を営んでいる10区画の発電所のうち、第10発電所、支柱50本、0.23㎡分の一時転用部の賃借権を移転する案件です。パネル224枚、発電出力は44Kwです。期間は、令和4年1月までであり農地では、所有者がサカキを栽培しております。所有者は、茨城県の株式会社で、霞ヶ浦市の認定農業者です。施設の概要は、電柱、架台です。536.95㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：1種農地です。2番（着工時期）：終了しています。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

7番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は車庫兼資材倉庫です。施設概要は建物面積は117.1㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：1種農地です。2番（着工時期）：平成30年12月25日に終了しています。町の道路改良事業で拡張する際に着工されています。この場合、始末書を提出され確認しています。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は、町の上水道を利用、雨水は道路を横断した溝に流しています。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：周辺の状況に配慮し、高い建物は造らない。高樹木等は植栽しないようにする。もし問題が発生した場合は、隣接者と協議し、解決するということで、東側と南側は問題なし。西側と北側は宅地となっております。10番（農振法）：農用地区域外。

以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電所用地です。パネル360枚、発電出力は49.5Kwです。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):令和2年1月1日です。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)周囲を盛土して、自然地下浸透型で問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号4番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由はゴルフ練習場です。9,759㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):平成18年6月に完了しております。無断転用です。始末書が提出されております。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):周りも全部譲受人の土地であり問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):完了しており問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

1 番 調査番号1の太陽光の下に営農するということですか。

7 番 高く太陽光を設置してあって、その足の部分だけが一時転用であり、空間にサカキを植えてあります。

4 番 場所が、1分館でこれが、今年1月許可で、下の作物がいろいろありますが、太陽光発電の場合、サカキは、日陰で栽培した方がきれいなサカキができる。結果的には収入も上がっておりますが、ここは、一時転用のため3年毎の更新が必要となります。

議 長 賃借権移転で、5条の許可が必要な理由は、どういったことですか。

事務局 5条の許可が必要なのは、支柱の部分です。2.5mの支柱があって、その上にパネルを並べてあるのですが、50本分を賃借権で借りておりますので、借りる人が代わったので許可が必要ということです。

議 長 太陽光パネルの部分ですか。

事務局 太陽光パネルの柱の部分です。50本分で0.23㎡の許可ということです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

それでは、第5条の申請は許可するものといたします。

議 長 議第50号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第50号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望で、営農型発電設備分の地上権移転です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):問題なし。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10アール当たり年間、357,575円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):問題なし。8番(取得農地の利用計画):問題なし。9番(周辺地域との関係):問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について西田委員は関係者ですので、退席をお願いします。調査番号2番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃貸借期間は、5年間です。賃借人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力3人)、雇用は繁忙期に40人。経営面積は、315a、田308a、水稻232a、転作60a、芋、ズッキーニを栽培、畑7a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3.5Km、約10分。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):上段の1筆が15,000円で、他4筆は12,000円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクタ、田植機、コンバイン、動力噴霧器等を所有。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、調査番号2番だけを審議を決したいと思います。

議 長 調査番号2番について質問のある方はいらっしゃいませんか。

(「ありません」の声)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番、4番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、田 220a、飼料用稲、水稻を栽培、3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：家の前0Km。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：10アール当たり25万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター2、コンバイン、田植機を保有。8番(取得農地の利用計画)：野菜等。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力2人)。経営面積は、芋を15a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：30a以上ありませんが、相良村に農地を借りられる予定です。2番(通作距離)：家の前0Km。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：2筆35万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター、管理機を所有。8番(取得農地の利用計画)：野菜。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番については、全員賛成で許可といたしました。1番、3番、4番について質問のある方は挙手をお願いします。

事務局 補足説明します。調査番号4番です。経営面積30aありませんので、今日の夕刻から相良村農業委員会総会が開催されます。30aに足りるように相良村の農地を借りるということで申請書が提出されております。相良村も下限面積が30aですので、今日、錦町と相良村に同時に申請されておりますので、両方、許可であれば30a許可ということになります。どちらかが、不許可であれば、不許可となります。

4 番 3番の経営面積の確認をお願いします。

1 番 220a です。

4 番 総会資料は、195a です。

事務局 総会資料は、契約してある面積です。報告の面積は、制度外契約、若しくは相良村での耕作面積を含めた面積である可能性もあります。

議 長 調査報告については、厳格にお願いします。

6 番 調査番号1 についてですが、面積が 536 m² についての賃借ですが、後残りは、所有者が管理されているということになりますか。

事務局 畑の面積は 924 m² ですが、パネルの面積が 536 m² です。空中部分のパネルの面積を賃借されているということです。

4 番 こういう考えです。高圧線も地上権を設定してあります。パネルが破損したときに入って修理しますという地上権の設定になると思います。

9 番 パネルの間の部分は誰が管理しているのですか。

事務局 説明がありました霞ヶ浦の会社が農地を買ってサカキ栽培をされています。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1 番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3 番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4 番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

第50 号案の申請については、許可するものといたします。

議 長 議第53 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第53 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は所有権移転10 件、利用権設定が29 件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入8 件、売渡2 件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～29 番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 何か質問はありませんか。

議 長 無いようですので、議第53号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。農用地利用集積計画について適格と認めます。

議 長 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議 長 1番は、西田委員、古里委員、4番委員

議 長 2番は、8番、9番委員、田浦委員、石坂委員

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

農業委員会会長

1番 農業委員

3番 農業委員